



平成 28 年 7 月 6 日 提出

松阪市議会議長 大 平 勇 様

提出者 松阪市議会議員 海住 恒幸 

松阪市議会議員 深田 龍 

松阪市議会議員 西口 真理 

議案第 49 号 松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例に対する修正動議の提出について

地方自治法第 115 条の 3 及び松阪市議会会議規則第 17 条の規定に基づき、修正案を別
紙のとおり提出します。



議案第49号 松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第49号 松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

改正規定中「第4条第1項ただし書中「三雲第1負担区においては、別表第2のとおりとする」を「三雲第1負担区において平成28年度以前の賦課年度に係るものについては、別表第2に定めるとおりとする」に改め、同条第2項中「三雲第1負担区において建築物がないため前項に基づく」を「前項ただし書の場合において、建築物がなく」に改める。

別表第1中

「

松阪第4負担区	530円
---------	------

」を

「

松阪第4負担区	530円
松阪第5負担区	530円

」に、

「

嬉野第2負担区	568円
---------	------

」を

「

嬉野第2負担区	568円
三雲第1負担区	469円

」に

改める。」を

別表第1中

「

松阪第4負担区	530円
---------	------

」を

「

松阪第4負担区	530円
松阪第5負担区	530円

」に

改める。

別表第2の一戸当たりの項を次のように改める。

	負担区の名称	区分	1戸当たりの単位負担金額
1戸当たり	三雲第1負担区	一般家庭	賦課年度平成20年度まで 100,000円 賦課年度平成21年度から28年度まで 134,700円 ただし、管理者が別に定める区域の平成21年度から28年度まで 100,000円 賦課年度平成29年度以降については、当該負担区住民との協議、合意形成が図れるまで負担金額は134,700円とする。
		一般家庭以外	賦課年度平成20年度まで 100,000円 賦課年度平成21年度から28年度まで 134,700円 上記年度において得た額に下記の業種別事業所の加算率を乗じて得た額を加えた額 賦課年度平成29年度以降については、当該負担区住民との協議、合意形成が図れるまで負担金額は134,700円とする。

」に

改める。